

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月5日
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年3月26日に提出いたしました第107期（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しています。

### 3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成24年12月31日時点での財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

平成25年度第4四半期において、当事業年度から始まる連結納税の申告準備をしている段階で、対象となる連結納税期間の取り違いによる誤りを発見し、繰延税金資産の計上額を修正する必要があることが判明しました。

この事実は、法人税法等の精読不足、納税額算出手続きの精査不足が原因であったことによるもので、当社の繰延税金資産の算出プロセスに関する内部統制が不十分であり、連結納税期間の取り違いを発見できなかったと認識しています。

当社は内部統制を一層充実させるため、経験のない新制度を導入する場合は、以下の点を実行してまいります。

1) 十分な理解と手続の精査を実施する。

2) 必要に応じて経験を有する複数の第三者に意見を求める。

3) 法律・法令等による変更の場合は、必要に応じて関係当局への事前相談を実施する。